# 大分県小児保健協会規約

#### 第1章 総則

(名称)

- 第1条 本協会は大分県小児保健協会と称し日本小児保健協会大分県支部を兼ねる。
- 第2条 事務局を由布市挾間町医大ヶ丘1丁目1番地大分大学医学部小児科学講座に置 く。

#### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は小児保健の普及および指導等に努めるとともに小児保健に関する学術 の進歩を図り、もって小児の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本協会は前条の目的を達成するために以下の事業を行う。
  - 1. 小児保健の普及および指導に関する事
  - 2. 小児保健の調査および研究に関する事
  - 3. 小児保健事業の推進に関する事
  - 4. 小児保健と小児の福祉との連携の推進に関する事
  - 5. 学術集会や講習会等の開催に関する事
  - 6. その他、本協会の目的を達成するために必要な事業

# 第3章 会員

(会員の資格)

- 第5条 本協会の会員は次の通りとする。
  - 1. 正会員 本協会の趣旨に賛同し、所定の手続きを経て入会した医師、歯科医師、 薬剤師、保健師、看護師、助産師、栄養士、看護及び看護系大学教 官、教諭、養護教諭、心理士、保育士などとし、その他の職種の者 でも理事会で承認を得た者は正会員となれる。
  - 2. 賛助会員 本協会の趣旨に賛同し、事業を援助するために入会した団体。
  - 3. 会員は総会において定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第6条 本協会に入会しようとする者は、その年度の会費を添えて氏名、住所、職業、 勤務先等を記入し本会事務局に申し込むものとする。

(退会)

- 第7条 退会をする時は退会届を事務局まで提出しなければならない。なお、当該年度 の会費は支払うものとする。
  - 2. 連絡なく、3年間会費を滞納した場合は退会とみなす。また、再入会時は、未支払い分を支払った後に入会を認める。

(会費)

- 第8条 会員の会費は次の通りとする。
  - 1. 正会員の会費 年 1,000円
  - 2. 賛助会員の会費 年10,000円

第4章 役員

(役員)

第9条 本協会に次の役員を置く。

- 1. 会長 1名
- 2. 副会長 1名
- 3. 理事 10名程度
- 4. 監事 2名

(役員の選出)

- 第10条 会長、副会長は理事の中から互選により選出し、総会の承認を得るものとする。
  - 2. 理事は、日本小児保健協会正会員数と大分県小児保健協会正会員数の配分を考慮し、大学関係(大分大学医学部小児科、大分大学医学部看護学科、大分県立看護科学大学、大分大学教育福祉科学部)、勤務医、実地医家、薬剤師、看護師、助産師、養護教諭、心理士、保育士、保健師、保健所を含む官公庁・学校関係などの正会員の中より選出し、総会の承認を得るものとする。
  - 3. 理事は本協会会員 15-20 名に1名の割合とし、その配分割合は役員改選時に 検討する。

(役員の職務)

- 第11条 会長は協会を代表し会務を統括する。
  - 1. 理事は理事会を構成し、会務執行に必要なる事項を審議で決する。
  - 2. 会長に事故があったときは、副会長がその職務を代行する。
  - 3. 監事は会務および財産状況を監査する。
- 第12条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

# 第5章 会議

(会議の種類と招集)

- 第13条 会議は総会、学術集会(例会)および理事会とし、会長がこれを招集する。会 議の議長は会長がこれにあたる。
- 第14条 総会は正会員の1/3以上の出席をもって成立し(委任状を含む)、議決は正会員 出席者の過半数をもって成立する。
  - 2. 理事会は過半数の出席を持って成立し(委任状を含む)、議決は出席理事の過半数をもって成立する。各種委員会からの報告等の必要に応じて理事会に招聘された会員の理事会への参加を認める。

- 第15条 総会は年1回の学術集会(大分小児保健学会)を兼ねて行う。
  - 2. 正会員以外の参加者は一時会員として以下の参加費を支払い、参加名簿に氏名・職業・勤務先を記入する。
    - 1. 一時会員 A
- 1,000円
- 2. 一時会員 B (非医師)

500円

# 第6章 会計及び庶務

(経費)

第 16 条 本協会の経費は会費と日本小児保健協会からの助成金およびその他の収入を もってあてる。

(会計年度)

第17条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

### 第7章 雑則

(規約の変更)

第18条 本協会規約の変更は、理事会の議決を経て、総会の承認を得るものとする。 第19条 本規約の定めのない事項については、会長が適宜処理するものとする。

#### 附則

- 1. 本規約は平成11年7月4日から施行する。
- 2. 平成13年11月 4日 一部改正(第5条、第15条)
- 3. 平成16年 4月 4日 一部改訂 (第9条、第12条)
- 4. 平成16年 9月25日 一部改訂 (第5条、第11条)
- 5. 平成17年10月 2日 一部改訂(第2条、第7条)
- 6. 平成19年 9月 9日 了解事項追加
- 7. 平成20年 9月14日 了解事項変更
- 8. 平成22年 8月22日 了解事項変更
- 9. 平成25年 9月23日 一部改正 (第15条)、及 了解事項変更
- 10. 平成26年8月31日 一部改正(第7条、14条、15条)
- 11. 令和2年7月1日 一部改正 (第5条、8条、10条、14条、15条)

#### 及 了解事項変更

#### 了解事項

1) 理事は大学(3)、勤務医(2)、実地医家(4)、保育士・臨床心理士(1)、看護師・助産師(1)、薬剤師(1)、行政等(3)とするが、第10条におけるその他の職域よりの選出、配分は必要に応じて、第9条、第10条と連動して役員会で検討す

る。

- 2) 日本小児保健協会との連動:理事、代議員は大分県小児保健協会の理事を兼ねる。
- 3) 大分県小児保健協会奨励賞(優秀演題賞)
- 一般口演の中で特に優秀な発表の筆頭演者 2 名を表彰する。当日参加の理事の投票により選出し、表彰状と副賞(1 万円相当のギフトカード等)を授与する。
- 4) 正会員、一時会員 A、一時会員 B (非医師) の会員規程は以下の通りとする。

	正会員	一時会員 A	一時会員 B (非医師)
会費	1,000 円/年 (自動継続)	1,000 円/回	500円/回
参加単位	0	0	0
認定講習単位	0	0	_
筆頭演者	0	0	_
抄録	印刷物 (事前配布)	電子媒体	電子媒体
選挙権・被選挙 権・ 事務連絡	0	_	_

付記

本協会の設立年月日:平成7年4月1日

本協会の所在地:大由布市挾間町医大ヶ丘1丁目1番地大分大学医学部小児科学講座 日本小児科学会専門医制度研修集会認可